

一宮監公表第2号

2026（令和8）年5月29日

一宮市監査委員 長谷川 伸 二  
一宮市監査委員 丹 羽 達  
一宮市監査委員 平 松 邦 江  
一宮市監査委員 横 井 忠 史

まちづくり部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、まちづくり部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# まちづくり部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項による定期監査並びに同条第 2 項による行政監査として、まちづくり部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の対象

まちづくり部（都市拠点整備室、都市計画課、地域交通課、区画整理課、公園緑地課）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般（監査の範囲は、主に 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

### 2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

#### （1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

#### （2）重点項目

内部統制の整備及び運用の状況について

### 3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

まちづくり部長、まちづくり部次長、都市拠点整備室長、担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2026年3月30日 ～同年5月14日
監査事務局による 実地調査	地域交通課	2026年4月3日
	都市計画課	2026年4月6日
	公園緑地課	2026年4月13日
	区画整理課	2026年4月15日
	都市拠点整備室	
監査委員による 本監査	本庁舎903会議室	2026年5月21日、 同月22日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められたものの、以下に述べるとおり一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

◎ 都市拠点整備室・都市計画課・地域交通課・区画整理課・公園緑地課  
共通

(1) 契約書で規定された提出物の提出漏れについて

尾張一宮 PA 周辺地区区画整理事業調査業務委託契約始め 6 契約において、契約書で規定されている提出物が、受託者から提出されていなかった。

契約書に基づく提出物は漏れなく提出するよう受託者に指導するとともに、チェック体制を強化し、内容確認を徹底されたい。

◎ 都市計画課・公園緑地課共通

(1) 再委託の承諾に係る決裁漏れ及び事前承認漏れについて

業務の再委託に係る手続において、次のような箇所がみられた。

ア ウォークアブル空間デザインプロジェクトにおける一宮駅周辺地区デザイン計画策定業務委託契約において、一宮市設計測量等委託契約約款で、市の承諾を得た場合を除き、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない旨が規定されており、受託者から事前に再委託の申出が行われていたが、承諾に係る決裁が採られておらず、承諾したかどうか不明瞭な状態であった。

業務の一部を再委託せざるを得ないのであれば、再委託の承諾に係る決裁文書を作成し、決裁権者の承認を得たうえで行われたい。

イ ツインアーチ 138 の管理運営に関する基本協定書で、指定管理者が直接処理することが困難な場合、又は委託することが業務の遂行上合理的と認められる場合は、市に事前に協議し、承認を得たうえで、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができ、その場合は、契約状況等を市に報告しなければならない旨が規定されているが、事前に再委託の申出が行われておらず、市の承認を得ないまま再委託が行われていた。

再委託が必要な場合は、基本協定書に基づき市の事前承認を得るよう受託者を指導するとともに、承認にあたっては決裁文書を作成し、決裁権者の承認を得たうえで行われたい。

◎ 都市拠点整備室

(1) 契約書で規定された提出物の提出漏れについて

都市拠点整備室・都市計画課・地域交通課・区画整理課・公園緑地課共通の検出事項のとおり。

◎ 都市計画課

(1) 管理が不十分な郵便切手の保管について

所管課の金庫内に、未使用の郵便切手 2,082 円分が保管されていたが、保管状況を把握していない状態であった。

当該切手について適切に処理するとともに、金券類についても現金と同様に厳正な取扱いが必要であるので、適正な管理体制を整えられたい。

(2) 不十分な備品の管理体制について

一宮市物品等会計規則第 15 条で、物品はすべて、善良な管理者の注意をもって、これを管理しなければならないと規定されているが、本町自動車整理場に設置されている物置 2 点について施錠がされていなかった。

庁舎外に設置されている物置の施錠がされていないことで物置内の物品が盗難に遭うおそれがあり、適切に管理されているとは言い難い状況であるため、備品の管理体制について見直し、適切な管理に努められたい。

(3) 契約書で規定された提出物の提出漏れについて

都市拠点整備室・都市計画課・地域交通課・区画整理課・公園緑地課共通の検出事項のとおり。

(4) 再委託の承諾に係る決裁漏れ及び事前承認漏れについて

都市計画課・公園緑地課共通の検出事項のとおり。

◎ 地域交通課

(1) 駐輪場の放置物品について

一宮市中島駐輪場において、駐輪スペースに自動二輪車が放置されていた。

所管課の説明によると、2024 年の夏頃から自動二輪車が放置されていることは把握していたが、具体的な対応策が決まらず現在に至るとのことである。

駐輪場内に放置された物品があることで、利用者に損害を与えるなど不要なトラブルが発生するおそれがあるため、適切な駐輪場の管理に努めるとともに、放置物品に対する課内での対応を検討されたい。

(2) 委託内容の変更に係る協議記録の未作成について

駐輪場管理等に関する業務委託契約において、仕様書で月ごとの各業務時間が規定されており、各業務時間の変更は、総業務時間数の範囲内であれば可能で、その場合は事前に一宮市から受託者へ通知すると規定されている。

受託者から提出された実績報告書を閲覧したところ、2025年5月分と6月分の業務において、業務時間の変更があったが、変更に係る通知が残されていないかった。

所管課の説明によると、業務時間数の変更がある場合は電話やメールで協議した内容を決定とし、改めて通知はしていないとのことだが、メール等の記録は残されておらず、業務時間数の変更に係る決裁もなかった。

業務内容の変更に至る経緯が不明瞭な状態であるので、協議記録を残すとともに決裁で上席者の承認を得るなど適切な事務処理をされたい。

(3) 契約書で規定された提出物の提出漏れについて

都市拠点整備室・都市計画課・地域交通課・区画整理課・公園緑地課共通の検出事項のとおり。

◎ 区画整理課

(1) 工事における提出物の確認漏れについて

区画道路9-3号線道路築造工事(週休2日)において、請負業者が産業廃棄物処理業者である下請負人と契約して産業廃棄物の収集運搬及び処分を行っているが、請負業者との契約書及び産業廃棄物収集運搬業の許可証が提出されていない下請負人が1者あった。また、産業廃棄物処分業の許可証について、提出時に更新申請中のものが1者、工期中に許可期間が満了となるものが2者あったが、更新後の許可証等が提出されていない状態であった。

所管課の説明によると、請負業者と下請負人との契約は締結されており、産業廃棄物処理においても許可が有効な状態で適正に廃棄物処理業務が行われていたとのことである。

必要書類を漏れなく提出するよう請負業者を指導するとともに、チェック

体制を強化し、工事の適正履行を図られたい。

(2) 契約書で規定された提出物の提出漏れについて

都市拠点整備室・都市計画課・地域交通課・区画整理課・公園緑地課共通の検出事項のとおり。

◎ 公園緑地課

(1) 不明瞭な内容での契約締結について

小信児童公園ほか3公園除草等管理業務委託契約において、各公園の除草清掃や樹木の剪定作業等における作業項目ごとの作業頻度、作業時間、作業人数等が仕様書に記載されていなかった。また、当該契約とは関係のない浅野公園について記載されていた。

作業回数が不明瞭な内容で契約を締結することで、十分な作業が行われないうおそれがあるため、仕様書の内容が適切か十分に精査し漏れなく条件を記載するとともに、内容確認を徹底されたい。

(2) 決定単価及び契約理由の決裁への未記載、契約書類の未作成について

造園業者へ委託している真清公園始め14公園の除草作業契約において、次のような箇所がみられた。

ア 当該契約においては、造園業者17者から見積書を受領し、最頻度価格(最も多くの業者が提示した見積金額)を決定単価とし、単価決定後、除草が必要な時期に作業が可能な造園業者へ業務を依頼し、決定単価に実際の作業面積を乗じた金額を手数料として支払っている。

単価の決定に係る決裁文書を閲覧したところ、最頻度価格を決定単価としている理由について記載されていなかった。

所管課の説明によると、当該契約は公園除草工であり、愛知県建設局の「積算基準及び歩掛表【土木工事編】」における工事費の積算方法を準用しているとのことである。

市民への説明責任を果たせるよう、単価の決定方法について決裁文書に記載されたい。

イ 当該契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約が行われていたが、支出予定相当額や随意契約とする適用条項が見積書の提出依頼に係る決裁に記載されていなかった。単価契約を締結する場合は、

予定単価に契約期間中の発注予定数量を乗じることにより算出した支出予定相当額をもって少額随意契約とするか否か判断する必要があるが、算出されていなかった。

支出予定相当額を算出し決裁で明らかにするとともに、随意契約とする適用条項及び理由について漏れなく記載されたい。

ウ 一宮市契約規則第6条で、契約金額が50万円を超えないときは契約書の作成を省略することができるとされており、契約金額が20万円を超える場合は、契約に関し必要な事項を記載した請書又はこれに類する書類を徴しなければならない旨が規定されている。

単価契約を締結する場合は、支出予定相当額をもって契約書の作成等の要否を判断する必要がある。支出額から判断すると、契約書の作成が必要なものが3件、請書等を徴する必要があったものが7件みられたが、契約書が作成されておらず、請書等も徴していなかった。

支出予定相当額を算出したうえで、契約書の作成等の必要性について検討されたい。

### (3) 契約書における添付書類の不足について

猿海道公園フェンス修繕工事において、契約書を閲覧したところ、一宮市公共工事請負契約約款、一宮市公共工事請負契約約款に関する特約、特記仕様書及び位置図が添付されているものの、具体的な工事内容が確認できなかった。

所管課の説明によると、所管課と請負業者がそれぞれ現場にて修繕箇所を確認しているため、工事内容に係る書類は作成していないとのことである。また、当該工事を含む契約金額が200万円以下の修繕工事についても同様とのことである。

契約書等で工事内容が明確になっていないため、契約金額の妥当性について市民への説明責任が果たせないことに加え、請負業者と市の間で工事内容に齟齬が生じるおそれもある。

契約書に指示書を添付するなど工事内容が明確となるよう契約書の添付書類について見直されたい。

### (4) 工事に係る完成検査完了通知の送付日の記載漏れについて

油田公園施設整備工事において、完成検査完了通知に係る書類を閲覧したところ、通知書に通知日が記載されておらず、不明瞭な状態であった。

建設工事の請負業者は評定結果に疑問があるときに、この通知の日から14日以内に市に対して説明を求めることができるため、通知の日の記録を残されたい。

また、2022年度の監査においても同様の事項が指摘されていたが、改善されていないため、十分留意し適正な事務処理をされたい。

(5) 公有財産台帳と現状の不一致について

常光公園において、建物の現状と財産台帳の登録が一致していなかった。

財産台帳では、便所2点と物置1点が登録されているが、現地を確認したところ便所1点のみが実在している状況であった。

所管課の説明によると、便所の建替えを行った際に、処分の報告を失念したのではないかとのことだが、実在しない建物が財産台帳に登録されていることで、市の財産が適切に把握されないおそれがある。

公有財産の取得や処分など変更が生じたときは漏れなく資産経営課長に報告するとともに、定期的に財産台帳と現状が一致しているか確認する体制を整えられたい。

(6) 市有地における神社の建立物について

公有財産として財産台帳に登録されている公園の土地について、現地を確認したところ、公園に隣接する神社の鳥居等が市有地に建立されているものがみられた。

日本国憲法第89条で、公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならないと規定されており、国が宗教的に中立であることを要求する政教分離の原則を、公の財産を利用する側面で徹底させる趣旨がある。

公の財産である市有地を神社施設の敷地としての利用に供していることが、政教分離の原則に反するおそれがあるため、合理的で現実的な手段を検討し、適正な対応をされたい。

(7) 公有財産における遊休地について

一宮市公有財産管理規則第2条で、公有財産の管理は、善良な管理者の注意を怠らないようにし、常に効率的にこれを運用しなければならないと規定されている。

公有財産として財産台帳に登録されている第一分区園の土地 10 件のうち 1 件について、現地を調査したところ、公園や駐車場として活用されておらず、雑草が繁茂している状況であり、効率的に運用されているとは言い難い状況であった。

また、雑草が繁茂していることにより、虫の発生やゴミの投棄など近隣住民等との不要なトラブルが発生するおそれがある。

公有財産を適切に管理するとともに、今後の利用について検討されたい。

- (8) 屋外広告物許可書と屋外広告物許可証票における許可期間の齟齬について  
一宮市屋外広告物条例第 5 条で屋外広告物を掲出するにあたっては許可が必要な旨が規定されている。

調査した 11 件の屋外広告物許可申請書、屋外広告物許可書（以下「許可書」という。）及び屋外広告物許可証票（以下「許可証票」という。）のうち、交付した許可書と許可証票で許可期間が異なるものが 1 件みられた。

許可期間が異なることで、許可制度の信ぴょう性が損なわれるおそれがあるので、許可書と許可証票の内容に誤りがないよう内容確認を徹底されたい。

- (9) 規則に反した屋外広告物の更新許可申請について

屋外広告物の許可の更新を受ける際には、一宮市屋外広告物条例施行規則第 14 条で許可期間満了日の 14 日前までに屋外広告物更新許可申請書（以下「申請書」という。）を提出する旨が規定されている。

調査した 28 件の申請書のうち、許可期間満了日を過ぎてから提出されているものが 6 件、許可期間満了日を過ぎる前に提出はされているが、満了日の 14 日前までには提出されていないものが 10 件みられた。

所管課の説明によると、申請書の提出期限については認識しており、更新時期が到来する屋外広告物を所有している申請者に更新の案内をしているが、許可期間満了を迎えても、屋外広告物が継続的に設置されていることから、期限を過ぎても受付を行い、更新に必要な申請書が提出され内容に誤りがなければ許可しているとのことである。

一宮市屋外広告物条例施行規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。

- (10) 契約書で規定された提出物の提出漏れについて

都市拠点整備室・都市計画課・地域交通課・区画整理課・公園緑地課共通の検出事項のとおり。

- (11) 再委託の承諾に係る決裁漏れ及び事前承認漏れについて  
都市計画課・公園緑地課共通の検出事項のとおり。

以上